

第6期越前市障がい福祉計画  
第2期越前市障がい児福祉計画



## 第6期越前市障がい福祉計画及び第2期越前市障がい児福祉計画

(令和3年度から令和5年度まで)

### 第1項 令和5年度における成果目標の設定

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【越前市の考え方】

施設入所者の地域生活への移行については、自宅で家族と生活すること、アパート等で一人暮らしをすること又はグループホーム等で共同生活をする事が考えられます。

現状としては、施設入所者自身の高齢化や重度化により地域移行の対象者になりにくい状況、施設入所希望待機者が多くいる状況及び地域移行のための環境整備が進んでいない状況があります。

国の基本指針では、令和5年度末までに、施設入所者について、令和元年度末時点の数の6%パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、その数を令和元年度末時点の数から1.6%以上削減することを基本とすることが示されています。

地域で生活することができるよう環境整備を推進していきますが、障がいのある人の高齢化、重度化等の現状を踏まえ、施設入所の選択肢をとどめておく必要もあり、越前市における目標は「施設入所者が定員を超えない（施設入所者数維持）」とします。

##### 【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
地域生活移行者数 1人	地域生活移行者数 2人	定員を超えない（維持）
施設入所者数 147人	施設入所者数 147人	定員を超えない（維持）

##### 【用語解説】

#### グループホーム（共同生活援助）

グループホーム（共同生活援助）では、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等日常生活上の援助を行います。

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【越前市の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す政策理念を踏まえ、県が設置する圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場に参画し、県丹南健康福祉センターと連携しながら、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

##### 【用語解説】

#### 地域包括ケアシステム

障がい者や高齢者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【越前市の考え方】

障がいのある人が安心して自立した暮らしを送ることができるよう支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点を整備しました。しかしながら、広報が不十分な点もあり、活用されていない状況です。その機能が発揮されるよう働きかけます。

【成果目標】 実施事業者：社会福祉法人ふくい福祉事業団 若越みどりの村

令和元年度末	令和5年度末	考え方
—	運用状況の検証及び検討を実施	検証及び検討を実施

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【越前市の考え方】

就労定着支援事業は、平成30年から始まった事業であり、認知度も低く、取り組んでいる事業所も少なく、県内で実施している事業所が福井市に2か所しかないという状況です。従って、就労定着支援事業の利用が困難な状況です。

しかしながら、就労定着は重要であるため、就労移行支援事業、就労定着支援事業、障害者就業・生活支援センター等それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら就労の定着率アップを目指します。

また、就労定着支援事業については、実態を把握し、課題を整理した上で、実施事業所について開拓し、利用促進を図ります。さらに、障害者就業・生活支援センターの設置を目指します。

#### 【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末	考え方
一般就労への移行実績	9人	11人	1.27倍
一般就労への移行実績（就労移行支援事業）	2人	2人	1.30倍
一般就労への移行実績（就労継続支援A型事業）	3人	4人	1.26倍
一般就労への移行実績（就労継続支援B型事業）	4人	5人	1.23倍
一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	就労定着支援事業を実施する事業所がないことから、実施事業所の開拓に努めます。		
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。			

### 【用語解説】

#### 障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業と生活の支援を一緒に行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職・職場定着への支援を行うとともに、日常生活等に関する助言を行います。

#### 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題をもつ人に対して、企業や自宅へ訪問し、その解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

#### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

#### 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【越前市の考え方】

本市では、平成25年度から児童発達支援センターなないろを設置しています。地域の中核的な支援機関として、発達の特性の気づきの段階から対応を実施し、及び保育所等訪問支援を実施しています。

今後も、児童発達支援センターなないろを中核として、これらの機能を充実していきます。

#### 【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
児童発達支援センター 1か所 保育所等訪問支援 実施	児童発達支援センター 1か所 保育所等訪問支援 実施	設置等の確保

### 【用語解説】

#### 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 【越前市の考え方】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、看護師等の人員配置等に係る設置基準が厳しく、事業所が事業を実施するにはハードルが高い事業です。

実態を把握し、課題を整理した上で、実施事業所について開拓していきます。

### 【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
実施事業所 無	実施事業所 1か所	事業所開拓

### 【用語解説】

#### 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある子ども。

## (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

### 【越前市の考え方】

医療的ケア児支援については、現在、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の機関が連携し、個別ケース等の協議の場を設置し、協議しながら対応しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、県が開催する研修受講を勧め、コーディネーター配置を目指します。

### 【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
協議の場の設置 有	協議の場の設置 有	継続
コーディネーターの配置 無	コーディネーターの配置 1人	配置を目指す。

### 【用語解説】

#### 医療的ケア児

日常生活の中でたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保

#### 【越前市の考え方】

障がいのある人やその家族の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関が重要であると考えます。現在、越前市には基幹相談支援センターが設置されていないことから、障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う体制の整備を目指します。

#### 【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
基幹相談支援センターの設置 無	基幹相談支援センターの設置 1か所	設置に向けて検討

#### 【用語解説】

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 【越前市の考え方】

障がい福祉サービス等を利用するに当たって、障がい者当事者ができる限り自己決定できるように、相談支援者の質の向上が求められています。

また、障がい者当事者が地域の中で一人の市民として、みんなと対等に当たり前に生きていくことができるようにする支援が、障がい福祉サービス事業者にも求められています。しかしながら、サービスの担い手、実施事業所等の受け皿が不足しており、障がい者当事者が十分に自己選択・自己決定できる状況にないのが現状です。

福祉サービス関連協議体を設置し、研修会、情報交換会等を開催し、障がい福祉サービスの担い手の確保や質の向上を目指します。

#### 【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
福祉サービス関連協議体の設置 無	福祉サービス関連協議体の設置 有	設置

## 第2項 障がい福祉サービス等に係る必要量の見込み及びその確保のための方策

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況を勘案し、適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

平成30年度から令和2年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービス利用を勘案し、必要量を見込みました。

### 1 訪問系サービス

#### 【見込量】

種類	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
居宅介護	870.5 時間分 (63人)	640.0 時間分 (52人)	682.0 時間分 (53人)	688.0 時間分 (55人)	802.0 時間分 (58人)	867.0 時間分 (60人)
重度訪問介護	1,207.0 時間分 (3人)	1,061.0 時間分 (2人)	1,080.0 時間分 (3人)	1,100.0 時間分 (3人)	1,200.0 時間分 (4人)	1,300.0 時間分 (4人)
行動援護	0.0 時間分 (0人)	0.0 時間分 (0人)	7.0 時間分 (1人)	10.0 時間分 (2人)	20.0 時間分 (2人)	30.0 時間分 (2人)
同行援護	115.5 時間分 (7人)	143.0 時間分 (9人)	145.0 時間分 (9人)	155.0 時間分 (10人)	180.0 時間分 (11人)	200.0 時間分 (12人)
重度障がい者等包括支援	0.0 時間分 (0人)	0.0 時間分 (0人)	0.0 時間分 (0人)	7.0 時間分 (1人)	14.0 時間分 (1人)	21.0 時間分 (1人)

#### 【課題及び見込量確保のための方策】

居宅介護は、障がいのある人の高齢化による介護保険サービスの訪問介護を利用するケースの増加、施設入所者の増加などから、サービスの利用量は減少傾向が続いています。

重度訪問介護は、長時間にわたる重度訪問介護の利用が増加しています。

同行援護は、介護保険サービスにはないサービスであり、高齢者の利用が増加しています。一方で、行動援護の利用は、減少しています。また、アンケート調査の結果では、移動支援事業について、「制度を知らない」と回答した割合が43.1%と最も高くなっています。

いずれの事業についても、ヘルパー等の不足により利用調整が困難な状況であることが課題です。

以上の課題を踏まえ、サービスの担い手の確保のため、事業者の参入を促進するとともに、近隣自治体との広域的な調整によるサービス事業者の確保に努めます。また、サービス利用者にサービス内容について丁寧に情報提供し、サービス利用者が自己実現できるよう努めます。

(注1) 単位の「時間分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用時間

(注2) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注3) 単位の「人」は、月間の利用人数

#### 【各種類の説明】

##### 居住介護

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

##### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または知的障がい者・精神障がい者で行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人の家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護及び外出時における移動中の介護を行います。

##### 行動援護

障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

##### 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報を提供するとともに、ヘルパーを派遣し外出時における移動、排せつ・食事等の援助を行います。

##### 重度障がい者等包括支援

重度障がいにより常時介護を必要とし、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。



## 2 日中活動系サービス

### 【見込量】

種類	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
生活介護	4,493人日分 (215人)	4,682人日分 (226人)	4,554人日分 (220人)	4,645人日分 (224人)	4,704人日分 (228人)	4,739人日分 (232人)
自立訓練 (機能訓練)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	8人日分 (1人)	16人日分 (2人)	16人日分 (2人)
自立訓練 (生活訓練)	349人日分 (20人)	405人日分 (22人)	350人日分 (24人)	390人日分 (26人)	420人日分 (28人)	450人日分 (30人)
就労移行 支援	406人日分 (21人)	389人日分 (20人)	288人日分 (18人)	380人日分 (20人)	396人日分 (22人)	432人日分 (24人)
就労継続 支援A型	3,066人日分 (144人)	3,064人日分 (147人)	2,920人日分 (146人)	3,020人日分 (151人)	3,120人日分 (156人)	3,220人日分 (161人)
就労継続 支援B型	4,605人日分 (235人)	4,813人日分 (250人)	4,687人日分 (261人)	4,878人日分 (271人)	4,968人日分 (276人)	5,058人日分 (281人)
就労定着 支援	0人分	0人分	0人分	2人分	5人分	10人分
療養介護	14人分	13人分	14人分	15人分	15人分	15人分
短期入所 (福祉型)	207人日分 (30人)	176人日分 (29人)	170人日分 (27人)	196人日分 (28人)	217人日分 (29人)	225人日分 (30人)
短期入所 (医療型)	6人日分 (2人)	6人日分 (2人)	6人日分 (2人)	6人日分 (2人)	15人日分 (3人)	15人日分 (3人)

### 【課題及び見込量確保のための方策】

生活介護について、利用は増加していますが、行動障がいのある人の受入先が少なく、サービス利用の調整が困難な状況です。

宿泊型自立訓練実施事業所については、市内に実施事業所がなく、県内に2か所しかないため、サービス利用の調整が困難な状況です。

障がい者が高齢化し、65歳到達による介護保険サービスへの移行を検討しても、ニーズが合わずにつながらない状況があります。また、年齢制限のない就労継続支援B型による就労を希望する人も多く、居場所を含め、課題となっています。

就労移行支援については、利用が好ましい場合であっても、移行を希望する人が少ないこともあり、利用が減少しています。

以上の課題を踏まえ、サービスの担い手不足に対し、事業所の参入を促進し、確保に努めます。また、サービス利用者に対してサービス内容について丁寧に情報提供し、サービス利用者が自己実現できるよう努めます。

(注1) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注2) 単位の「人」は、月間の利用人数

## 【各種類の説明】

### 生活介護

常時介護を必要とする人が、昼間、事業所において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では、自立した日常生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、自立した社会生活ができるよう、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。なお、生活訓練には、知的・精神障がいのある人に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持や向上のために必要な訓練を行う宿泊型自立訓練を含みます。

### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

### 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

### 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題をもつ人に対して、企業や自宅へ訪問し、その解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

### 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

### 短期入所

居宅において介護を行う人が病気の場合等に、障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 3 居住系サービス

#### 【見込量】

種類	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
自立生活援助	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
共同生活援助 (グループホーム)	72人分	71人分	75人分	78人分	82人分	85人分
施設入所支援	145人分	145人分	144人分	143人分	142人分	141人分

#### 【課題及び見込量確保のための方策】

自立生活援助事業については、平成30年度からの事業であり、市内には実施事業所がない状況です。

共同生活援助事業（グループホーム）は、事業所の参入が増加しており、利用者も増加しています。一方で、グループホームは、共同生活の場であるため、マッチングが難しく、調整に苦慮しています。

施設入所は、利用者の高齢化の課題と、入所希望者が多く待機者数が増加しているという課題があります。国の基本指針では、令和5年度末までに施設入所者数を令和元年度末時点の数から1.6%以上削減することを基本とすることが示されていますが、障がいのある人の高齢化、重度化等の現状を踏まえ、施設入所の選択肢をとどめておく必要もあり、越前市における目標は「施設入所者が定員を超えない（施設入所者数維持）」とします。

地域共生社会を目指すに当たって、共同生活援助事業の利用希望者が増加すると見込まれるため、国・県の補助金等に関する情報提供など、事業者に対し必要な設置支援を行ってまいります。

一方で、増加している施設利用希望者については、本人の意思、希望等を把握するとともに、サービス内容について丁寧に情報提供し、利用者が自己実現できるよう、障がい福祉サービス等の利用調整を積極的に行います。

#### 【各種類の説明】

##### 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等の利用を経て、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な居宅訪問以外にも利用者からの相談や随時の対応を行います。

##### 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）では、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等日常生活上の援助を行います。

##### 施設入所支援

生活介護、自立訓練等の利用者で、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 4 相談支援

### 【見込量】

種類	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
計画相談支援 (上：支給決定者数) (下：1月当たり利用人数)	709人 (151人分)	728人 (145人分)	744人 (148人分)	764人 (152人分)	784人 (156人分)	805人 (161人分)
地域移行支援	0人分	0人分	0人分	2人分	3人分	4人分
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	1人分	2人分	2人分

### 【課題及び見込量確保のための方策】

支給決定を受けた障がいのある人が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、全てのサービス利用者に対してサービス利用計画を作成することが前提です。このため、計画相談支援の利用者は増加しています。しかしながら、相談支援専門員は不足している状況です。

地域移行支援及び地域定着支援については、制度の認知度の低さや医療機関等との連携不足といった理由により利用者がなかったと考えられます。

以上の課題を踏まえ、相談支援専門員の担い手の確保に努め、施設や精神科病院の退所・退院から、又は家族との同居から一人暮らしへの移行を希望する人の実態把握に努め、制度の利用促進に努めます。

(注1) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注2) 単位の「人」は、月間の利用人数

### 【各種類の説明】

#### 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する障がい者に対してサービス利用等計画を作成し、計画実施状況の把握等を行う等の支援

#### 地域移行支援

施設等に入所している、または、病院に入院している障がい者が地域生活へ円滑な移行をするための支援

#### 地域定着支援

単身等で生活している障がい者が地域生活を継続するための支援

### 第3項 指定通所支援等の必要な量の見込み及びその確保のための方策

児童福祉法に基づき、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の促進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備及び障がい児相談支援の提供体制の確保を図るため、障がい児支援提供体制を整備します。

#### 障がい児支援

##### 【見込量】

種類	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
児童発達支援	96人日分 (46人)	93人日分 (37人)	127人日分 (55人)	131人日分 (57人)	135人日分 (59人)	140人日分 (61人)
放課後等 デイサービス	1,253人日分 (91人)	1,267人日分 (92人)	1,315人日分 (96人)	1,383人日分 (101人)	1,452人日分 (106人)	1,520人日分 (111人)
保育所等 訪問支援	9人日分 (9人)	4人日分 (4人)	3人日分 (2人)	4人日分 (3人)	5人日分 (4人)	6人日分 (5人)
医療型 児童発達支援	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	1人日分 (1人)	1人日分 (1人)	1人日分 (1人)
居宅訪問型 児童発達支援	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	3人日分 (1人)	3人日分 (1人)	3人日分 (1人)
障がい児相談支援 (上：支給決定者数) (下：1月当たり利用人数)	51人 (10人分)	70人 (21人分)	78人 (15人分)	85人 (17人分)	95人 (19人分)	105人 (21人分)

##### 【課題及び見込量確保のための方策】

越前市の障がい児相談支援の課題として、児童の相談支援専門員が少なく、セルフプランが多いという状況があります。特に、医療的ケア児の受入体制が不足しており、サービス調整が困難な状況となっています。

放課後等デイサービスの利用は増加しており、今後も利用希望者が増加することが見込まれます。一方で、個別療育を求めている保護者も多いところですが、市内に実施事業所がなく、利用ができないという課題があります。

以上の課題を踏まえ、児童の相談支援専門員の確保に努めます。また、不足しているサービスについては、事業者の参入促進に努めます。

サービス利用調整に当たっては、越前市子ども条例の目的である「子どもの自立(※定義)」に則り、保護者や事業者と調整します。

※越前市子ども条例第2条第2項の規定において、「自立」とは、「ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、社会の一員であることを自覚していくこと」と定義しています。

(注1) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注2) 単位の「人」は、月間の利用人数

#### 【各種類の説明】

##### 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

##### 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

##### 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

##### 医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

##### 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

##### 障がい児相談支援

障がい児やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画を作成し、地域生活の支援を行います。

## 第4項 地域生活支援事業

### 1 地域生活支援事業とは

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて実施する事業です。

本市の福祉個別計画の上位計画である地域福祉計画の理念及び仕組みに則り、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すには、「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくる」ことが重要です。地域共生社会の構築に向け、以下に挙げる事業の推進を図ります。

### 2 サービスの概要

種別	事業名	内容
必須事業	①理解促進・研修啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの存在を知り、認め合うための研修会等を行う事業
	②自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策）を支援する事業
	③相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など、権利擁護のための援助を行う事業
	④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図る事業
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業
	⑥意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置など、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業
	⑦日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸付をする事業
	⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業
	⑨移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出の際に支援を行う事業
	⑩地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業

種別	事業名	内 容
その他の事業 (任意事業)	⑪福祉ホームの運営事業	居宅での生活が困難な人で、現に住居を求めている障がいのある人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を提供する事業
	⑫訪問入浴サービス事業	居宅での入浴が困難な身体に障がいのある人を対象に、特殊車両で訪問し、入浴サービスを提供する事業
	⑬知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、知的障がいのある人の自立を促す事業
	⑭日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行う事業
	⑮ガイドヘルパー派遣事業	家庭に付き添いをする人がいないため外出等が困難な人に対し、付添人としてガイドヘルパーを派遣する事業
	⑯スポーツ・レクリエーション教室開催	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流等に資するため、また、障がい者スポーツを普及するため、スポーツ大会等を開催
	⑰点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音訳した市の広報を提供
	⑱自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車改造に係る費用の一部助成等により、障がいのある人の社会参加を促進



### 3 各年度のサービス見込量

事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
①理解促進・研修啓発事業	—		実施		実施		実施	
②自発的活動支援事業	—		実施		実施		実施	
③相談支援事業	2 か所		2 か所		2 か所		2 か所	
基幹相談支援センター	—		—		—		1 か所	
福祉サービス関連協議体	—		実施		実施		実施	
丹南地区自立支援協議会	実施		実施		実施		実施	
④成年後見制度利用支援事業	3 人		4 人		5 人		6 人	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	—		—		—		実施	
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件	
	要約筆記者等派遣	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	
	手話通訳者設置	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
⑦日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	
	自立生活支援用具	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	
	在宅療養等支援用具	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	
	情報・意思疎通支援用具	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件	50 件	
	排泄管理支援用具	680 件 (130 人)	680 件 (130 人)	680 件 (130 人)	680 件 (130 人)	680 件 (130 人)	680 件 (130 人)	
	住宅改修費	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	
⑧手話奉仕員養成研修事業（基礎・入門）	実施		実施		実施		実施	
⑨移動支援事業（個別支援型）	14 人	560 時間	14 人	560 時間	15 人	600 時間	16 人	640 時間
⑩地域活動支援センター事業	2 か所	35 人	2 か所	35 人	2 か所	35 人	2 か所	35 人

事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
⑪福祉ホームの運営事業	1 箇所	8 人	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人
⑫訪問入浴サービス事業	1 箇所	2 人	1 箇所	3 人	1 箇所	3 人	1 箇所	3 人
⑬知的障がい者職親委託事業	2 箇所	4 人	2 箇所	4 人	2 箇所	4 人	2 箇所	4 人
⑭日中一時支援事業	19 箇所	160 人	19 箇所	160 人	19 箇所	160 人	19 箇所	160 人
⑮ガイドヘルパー派遣事業	10 件		10 件		10 件		10 件	
⑯スポーツ・レクレーション教室開催事業	3 回		3 回		3 回		3 回	
⑰点字・声の広報等発行事業	16 人		16 人		16 人		16 人	
⑱自動車改造助成事業	3 人		3 人		3 人		3 人	

## 4 越前市の実施に関する考え方

### ①理解促進・啓発事業

誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築するために、障がい児者やその家族が講師等として積極的に参加し、お互いの理解が深まるような研修会等を開催します。

### ②自発的活動支援事業

地域共生社会の実現に向けた活動を実施する地域や障がい福祉団体を支援します。

### ③相談支援事業

相談支援事業は、市内2か所で事業者へ委託して実施しています。

市の障がい福祉や地域共生社会に向けた課題を共有し、具体的施策について検討する協議体を設置します。設置した協議体において、不足している福祉サービスの実施に向けた検討をするとともに、福祉サービス事業者や支援者の質の向上を図ります。

丹南地区自立支援協議会における研修会等も活用します。

基幹相談支援センターについては、設置に向けて検討していきます。

### ④成年後見制度利用支援事業

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、判断能力が不十分な人について、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

福井市が中心となって検討を進めている広域中核機関の広報機能、相談機能、利用促進機能及び後見人支援機能の活用について検討していきます。

### ⑥意思疎通支援事業

越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例や（仮称）越前市障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション条例の趣旨に基づき、事業を推進していきます。

### ⑦日常生活用具給付事業

相談支援事業や広報等を通じて事業の周知を図るとともに、関係機関の連携のもと、利用希望者の状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例の趣旨に基づき、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員登録者数の増加を目指します。

⑨移動支援事業

障がい特性に対応したサービス提供の課題やニーズの増加によるサービス提供の不足の課題などがありますが、実施事業者の確保に努めるとともに、事業を周知し、利用促進を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

今後も事業を周知し、利用促進を図ります。

⑪～⑬その他の事業（任意事業）

障がいの特性やニーズを把握し、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じて事業対象者に丁寧に情報提供し、対象者が安心して地域で生活できるよう、また、自己実現できるよう努めます。